

# 森林の保全管理や資源利用を行なう活動を支援します

## 令和2年度森林・山村多面的機能発揮対策

### ～ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ～

森林・林業を支える山村地域では過疎化等が進む中、かつてのように生活に必要な薪や炭の生産の場として利用されなくなったことに伴い、地域住民と森林の関わりが希薄化し森林の手入れが行われなくなっています。このため国では、森林の保全管理や森林資源の利活用など、「森林の多面的機能」の維持増進及び、山村の活性化に対する取組みを行う地域住民や森林所有者、自治会などの活動に対して支援を行います。

#### 支援の種類・交付金単価

##### メインメニュー

### 荒廃している里山林や竹林の手入れをしたい

#### ◇地域環境保全タイプ「里山林保全活動」

(助成単価：120,000円/ha)

里山林の景観保全・整備等の活動

＜活動の例＞雑草木の刈払い・集積・処理、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、鳥獣害防止柵等の設置、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 ※取組面積は、0.1ha以上のこと。

#### ◇地域環境保全タイプ「侵入竹除去、竹林整備活動」

(助成単価：285,000円/ha)

里山林（荒廃竹林）の景観保全・整備等の活動

＜活動の例＞竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 ※取組面積は、0.1ha以上のこと。

### 薪、しいたけ原木などに地域の資源を活用して山村を活性化したい

#### ◇森林資源利用タイプ（助成単価：120,000円/ha）

森林資源の利活用を目的とした整備活動

＜活動の例＞雑草木の刈払い・集積・処理、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 ※取組面積は、0.1ha以上のこと。

#### ◇森林機能強化タイプ（助成単価：800円/m）

上記の活動の実施に必要な路網の補修・機能強化等

＜活動の例＞歩道や作業道の作設・改修、鳥獣害防止策の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り ※地域環境保全タイプ・森林資源利用タイプと同一箇所、同一年度での重複申請はできません。

#### ◇活動推進費（助成額：初年度のみ 上限112,500円）

現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等

#### ◇資機材・施設の整備（必要額の2分の1（一部3分の1）以内）

活動を実施するために森林内で必要な機材及び資材の購入・設置に対して助成します。

＜資機材2分の1以内助成の例＞刈払機、チェーンソー、ウィンチ、軽架線、チップパー、苗木、電気柵、土留め柵の資材等

＜資機材3分の1以内助成の例＞林内作業車、薪割り機等

※購入予定品についてリース、レンタルと金額を比較してください。

※客観的に見て活動の規模や内容、使用頻度に見合うもののみを対象とします。

#### 交付金の使途

人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、消耗品（ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等）、通信運搬費（郵便料・運搬費等）、書籍、委託費、印刷費等

※対象となるのは森林で行なう活動に直接必要な経費のみです。

※食料品（水、調味料等含む）及び中古品の購入は交付金の対象となりません。

## 支援を受けられる活動組織

本事業は活動組織（団体）を対象としており、以下に示す活動組織である必要があります。

- ・活動組織は森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた方3名以上で構成し、代表者が定められていること。
- ・組織の運営等についての規約等を定め、主たる事務所を富山県内に置いていること。
- ・会費徴収、又は林産物販売の収入等の財政的な基盤があり自立的な活動が可能であること。
- ・活動場所が、森林経営計画の策定されていない富山県内の森林であり、活動組織と森林所有者との間で利用について協定が締結されていること。
- ・組織内で安全講習や森林施業技術向上のための講習を実施するとともに、活動に必要な安全装備を備え、傷害保険に加入すること。
- ・活動の目標を定め、活動の成果についてモニタリング調査を行うこと。
- ・本事業は3年間支援を行います。4年目を以降も継続して活動を実施すること。

## 留意事項

- ・交付金の申請については富山県森林・山村多面的機能推進協議会において審査を行い、その結果を基に予算の範囲内で採択を決定します。
- ・交付金の対象となる活動期間は、採択決定日から翌年1月末日までです。
- ・本事業を活動計画に基づいて実施できなかった場合や、不正が発覚した場合等においては、交付金の返還を求めます。
- ・申請書、報告書の提出に際しては、提出先機関の担当者と十分協議を行ってください。
- ・国の実施要綱等及び富山県森林・山村多面的機能推進協議会の業務方法書等に従い実施してください。

## 書類提出・問い合わせ先

事業の相談や各種書類の受付は次の機関が行います。

- ◇ボランティア団体等は、各農林振興センター森林整備課林政普及班へ
- ◇自治会等の住民団体は、各市町村林務担当課へ

### ◆地域協議会：富山県森林・山村多面的機能推進協議会

〒930-2226 富山市八町6931富山県森林組合連合会内 TEL 076-434-3351  
ホームページURL <http://www.tomimori-tamenteki.jp>

### ◆富山県庁：富山県農林水産部森林政策課森づくり推進班

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3385

### ◆県出先機関・市町

県出先機関	市・町			
新川農林振興センター 森林整備課 林政普及班 〒937-0863魚津市新宿10-7 Tel 0765-22-9143	魚津市	農林水産課	〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1036
	滑川市	農林課	〒936-8601 滑川市寺家町104	076-475-2111
	黒部市	農林整備課	〒938-8555 黒部市三日市1301	0765-54-2604
	入善町	建設課	〒939-0693 入善町入膳3255	0765-72-1100
	朝日町	農林水産課	〒939-0793 朝日町道下1133	0765-83-1100
富山農林振興センター 森林整備課 林政普及班 〒930-0096富山市舟橋北町1-11 Tel 076-444-4476	富山市	森林政策課	〒930-8510 富山市新桜町7-38	076-443-2019
	上市町	産業課	〒930-0393 上市町法音寺1	076-472-1111
	立山町	農林課	〒930-0292 立山町前沢2440	076-462-9974
高岡農林振興センター 森林整備課 林政普及班 〒933-0806 高岡市赤祖父211 Tel 0766-26-8451	高岡市	農地林務課	〒933-8601 高岡市広小路7-50	0766-20-1316
	氷見市	農林畜産課	〒935-8686 氷見市鞍川1060	0766-74-8097
	小矢部市	農林課	〒932-8611 小矢部市本町1-1	0766-67-1760
	射水市	農林水産課	〒939-0292 射水市小島703	0766-51-6677
砺波農林振興センター 森林整備課 林政普及班 〒939-1386砺波市幸町1-7 Tel 0763-32-8131	砺波市	農地林務課	〒939-1398 砺波市栄町7-3	0763-33-1111
	南砺市	農林課	〒939-1892 南砺市城端1046	0763-23-2016

令和2年度交付金採択申請受付期間  
締切は令和2年4月1日（水）です。